

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（383）」

2. 日時：平成28年7月11日 10時30分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、秋本安全審査官、池田安全審査官、小林（貴）安全審査官、竹田安全審査官、近田安全審査官、沼田安全審査官、宇田川原子力規制専門職、卜部原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ  
副長 他1名

5. 要旨

- （1）東京電力ホールディングス株式会社に対し、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」について、記載事項の事実確認を行った。
- （2）原子力規制庁から、今後も事実確認を行っていく旨伝えた。
- （3）東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：（平成28年4月5日提出資料と同じ）

- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対処設備について